専門実践教育訓練明示書(様式例)

サーリ 大	以 分 月	마기 사	不	רטי	小		メ エレ クリ /						
講座の名称認知	症看護認定看護師	教育課程(特	寺定·	行為を組	み込ん	でいる教育	育課程)						
実施方法	〕通学 (昼間 ·	夜間・コ	L日) 2	通信	スクー	リング(回数 回)						
指定講座番号(15桁)	910027			- 2	2110011		_ 3						
講 座 の 創 設 年 月 日 専門 対象	実践教育訓練給付 講座の指定期間	金 過去 年の 座実	講	入詞	冓者数(16 人)	修了者数 (14 人)						
平成30年 6月 1日 令和	D6年 3月 31日	_											
訓練期間	9ヶ月	•		糸	総訓練	時間	797時間						
1. 教育訓練目標							•						
		口 剗	美務 犯	虫占資格	·名称独	占資格()						
			: **	実践専門	月理程	(,						
		-				H- 1	,						
						グラム()						
○ ▼-/□□ = □ □		☑▮	☑ 職業実践力育成プログラム (履修証明プログラ」)										
①取得目標とする資格の名称 	、日標レベル	□ / *	青報:	通信技術	ቫ関係資	:格 ()						
		口第	□ 第四次産業革命スキル習得講座 ()										
		 	専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 ()										
		教育訓	練す	通じて	[2] 日本日	指す上記	以外の資格等						
		32 13 (1)	教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等										
②①に係る資格・試験等の実	施機関名称		学校法人獨協学園 獨協医科大学										
		認足有 数科 日	護印	で おりまた マン・ナ	正有護力	「野):外門	 						
③当該資格等を取得するため	の要件または受験		教科目を修了し、さらに修了試験に合格した者を教育課程修 了とする。										
A等		看護師	看護師特定行為研修(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関										
			連・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連): 教育課程に定め られた教科日の修得										
④当該技能・知識の習得が必種・職務及び習得された技能・ る業界と活用状況		おい 看護師	認知症看護認定看護師 看護師特定行為研修(栄養及び水分管理に係る薬剤投与関 連・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連)修了者										
2. 教育訓練の内容		-											
教 科 (:	カリキュラム)		時間 使用教材名										
	通科目			3	e-learning								
	分野専門科目			1	95								
	研修区分別科目			,	57		e-learning						
演	習•実習			1	65								
3. 受講者となるための													
①受講するに当たって必要な		国の看護師免許を取得後、常勤で5年以上の実務経験を有するで 且つ認知症者の看護に関して通算3年以上の実務経験を有 もの											
②受講者が受講に最低限有し 技能・知識等の内容及びその		日本国の看護師免許を有するもの											
③その他													
〔特記事項〕													

	専	門	実	践	教	育	訓	練	明	示	書					
4. 教育訓練の受講	の実績ス	支び目標	票達成σ)状況												
(1)資格取得状況																
① 前年度の修了者数	女						14		人				_			
② ①に係る教育訓練					_		16		시		I					
③ ②のうち目標資格		者数 ———								受験率((<u> </u>		%		
④ ③のうち合格者数									_	*格率((4	4)/(3))			%		
⑤ ①(修了者数)のう							0		人 L *>==				_			
⑥ ①(修了者数)のう				P\$\ 1 — ±±1	· / ·	+>.4. 4	14			t·在職率((5)+(6)/(2))	87	7.5	%		
※1 前年度の修了者 この場合、就職						-		ジ 【 俊 に	別・頼し	に有。						
※2 受講開始時に既								- ta z - y	ひが立	≇믤仏	吽!-眲! -	一座リーが	117112	2. 孝で		
※2 支調用知時に既修了後に別の職				、千禾1	タひり	されてて	ての対象に	- める日 .	及い支	神洲如	中で		,6 ' (6 ' %	off C、		
(2)受講修了者による			-													
① 回答者総数	- на т	<u> </u>								14	人			_		
	1 正	 社員								13	人	ī	@. ±			
② 受講開始時の就	2 非正社員、派遣社員									1	人		(2)A:泵	忧業者計		
業状況等	3 そ	3 その他の就業(自営業等)									人	ل		14		
	4 非	就業									人		②B:非	就業者計		
	1 処	遇の向	上(昇進	、昇格、	、資格	手当等)	に役立	つ		4	人					
	2 配	置転換	等により	ノ希望の	業務(こ従事で	きる			1	人					
	3 社	内外の	評価が	高まる						5	人			答数合計		
③ 就業中の受講者 による講座の評価	4 円	滑な転り	職に役団	立つ						0	人	*X(2)#	4と同数(又はそれ 以下)		
による時圧の計画	5 趣	味・教養	をに役立	つ						1	人					
	6 そ	の他の	効果							2	人					
	7 特	に効果	はない							1	人	J		14		
	1 早	期に就	職できる								人					
	2 希望の職種・業界で就職できる										人		の回答*	# △ ₹		
④ 就業していない	3 より良い条件(賃金等)で就職できる									人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそ					
受講者による講座の 評価	4 趣味・教養に役立つ									人		れ以下)			
	5 その他の効果										人					
	6 特に効果はない										人	J				
	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した									人) (F	の回答	数会計 しゅうしゅう			
⑤ 受講者の就業状	2 受講修了後3~6か月以内に就職した										人		Bと同数	女(又はそ		
況	3 受講修了後6~12か月以内に就職した									人		れ以下)			
	4 就	職してし	いない								人	ا ا				
	1 大	変満足								8	人		の回答数	数合計 又はそれ		
	2 お	おむねぇ	満足							6	人		以下)	X14.(11		
⑥ 講座の全体評価	3 どちらとも言えない									0	人			14		
	4 やや不満								0	人						
		いに不								0	人	<u> </u>				
(3)受講者、受給者の の処遇改善の状況、-												骨後の暗	務内容	変化等		
	, , , , , , ,	21.0.0.	. , , ,					*****		- -	11137					
5. 教育訓練の受講	ートスか	LE OH	142 ひょご	当中へ	+ :+ +	+751- Z	الم الم	11 七亚普	生 -12 1	HI 700	こんにせ	+ z + - W	の目はも	h+>+:+		
5. 教育訓練の受講 1に掲げた教育訓練目																
到達度の把握・測定方法					C	科目試験は、筆記試験またはレポートがあり、 成績評価基準はA、B、C、Dの4段階で表示し、A(100~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)を合格、D(59~0点)を不合格とする。試験の結果、得点が合格点に満た										
					な	かった	場合、再	試験を						である。		
(通信制講座の場合)							'を検討 ⁻ のe-lea		油型。9	重羽 54	市坦娄	1十 海北	2年科士	学 数		
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数							開講期間のe-learningの演習・実習、対面授業は、獨協医科大学教育医療棟で実施する。臨地実習については、研修生1~2名程度に別れ実習									
						協力施設で実習となる。特定行為研修区分別科目の実習は、自施設で の実習となる。臨地実習は11月初旬から12月初旬の5週間、区分別科										
					目	目の実習は12月下旬から翌年1月の4週間を予定している。授業の開始には、オリエンテーションを実施する。										
						-io、/j '.	<u>, エン</u>)		ᆫᄎᄱ	J Ø 0						

専門実践教育訓練明示書

			号	L1	夫	歧	욋	Ħ	ᆒ	称	맷	小	音				
6.	受講効果の把	握方	法														
	受講認定基準 ・月ごとの出席 ^図	率•定!	期試験、	進級訪	試験等の)具体的:		第率80 よ認め		、試馬	検合格	率得点	京率60	%以上	で合格、	補講	・追
(2) のレ	受講認定基準 バル到達度把	に係 <i>る</i> 握・測	る、教育目 定方法	標に	対する抗	支能▪知訓	a、l (69 得点	B、C、I ~60点 点が合	Dの4段 点)を合 格点に	と階で 格、D 満た	表示し (59~ なかっ	、A(10 0点) た場合	00~80 を不合 ì、再詞	O点)、E 格とす	成績評(i 3(79~70 る。試験(きけること する。	点)、 の結!	C 果、
	修了認定基準 席率・修了認定試験等の具体的な基準)						は記 護 習)	忍める。 分野専 の教育	。基準之門科目 門科目 育課程	カリキ ・特定 で定 <i>め</i>	ュラム ≧行為∂)られ <i>†</i>	に定め 研修区 :全て(oる教和 分別和 の授業	斗目(共 科目·紛	合格、補 通科目・ 合演習・ 修了し、 。	認定 臨地	看 実
	修了認定基準 バル到達度把			標に	対する抗	支能∙知詞	^哉 会0	修了試験(80%以上の得点をもって合格とする)に合格し、教員会の判定を受け、教育運営委員会の承認を得て教育課程修了とする。									
7.	受講中又は修	₹了後	における	受講者	針に対す	る指導に	及び助	言並び	に支援の	の方法	ž						
	受講中の者に は助言・指導のフ		習得度・	理解原	度に関す	する具体			夏休み 人指導				問票をも	とに面	接を実施し	し、希	望
体的 (例:)受講中又は修了時における資格取得・就職への具 的なバックアップ体制 ・資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早 ・職に向けた具体的な相談体制の整備状況)								夏休み 人指導				問票をも	とに面	接を実施し	し、希	望
8.	その他の事項	į															
指	定教育訓網 及び代表			学校	法人 獲	協学園							(代表	者名:	吉田 謙	一郎)
	住所及び	連絡	先	埼玉!	県草加ī	市学園町	「1番1号	}					TEL 0	48-946	-1631		
施	設名称及び	が施設	设 長 名	獨協	医科大学	学 SDt	2ンター						(施設	長:	井川	健)
	住所及び	連 絡	先	栃木!	県下都領	買郡壬生	町大字	≥北小ホ	木880				TEL	028	2-87-249	4	
ī	苦情受付者	氏名	牧尚	伸,	所属	SDセン	ター	- 事務担当者 氏名 廣瀬 糸					紗彩	所属	SDt	ンター	-
	連絡先	TE	L	C	282-87	-2494		;	連絡先		TEL	028	2-87-2	494			
専門]実践教育訓練	経費	1. 専門	実践	教育訓網	東給付金	の対象	えとなる	経費((1) +	2)				950,000	円	
	払い方法 	(引∙還	元措置	預) を実施し O税込額									50,000	円	
	分割払										´ 第1				900,000 600,000 300,000	円	
3	両方可能	(引・還	元措置	ẫ) ☆実施し O税込額					第3 第4 第5	期				円 円 円	
								第6期					おま		60,000	円 円	
			2. 専門	実践	教育訓網	東給付金	金の対象	(うち、必須教材養 対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④							74,823	円	/
						貴(税込								_	44,823		-
			_			交通費		貴(税込	額)							円	
			_			〔税込額〕 への寄		金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額)							30,000	円円	
		;				税込額)	-							1,024,823 円			

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解 いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な 入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、 検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。) や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を 差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添けされている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。